

令和6年第5回教育委員会定例会議事日程

1 日 時

令和6年4月26日（金） 午前9時30分から

2 場 所

島本町役場 3階 委員会室

3 議 事

- 第1 会議録確認委員の決定
- 第2 第6号報告 島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正の臨時代理について
- 第3 第7号報告 島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休日等に関する規則の一部改正の臨時代理について
- 第4 第8号報告 島本町教育委員会指導主事等の給料に関する規則の制定の臨時代理について
- 第5 第22号議案 島本町新体育館等整備基本計画策定委員会規則の制定について
- 第6 第23号議案 島本町教育委員会公印規程の一部改正について
- 第7 第24号議案 島本町社会教育委員の委嘱について
- 第8 第25号議案 島本町立小・中学校教科用図書選定委員会委員及び島本町立小・中学校教科用図書選定委員会調査員の委嘱について
- 第9 第26号議案 島本町立第二中学校学校運営協議会委員の委嘱について

第 6 号報告

島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部
改正の臨時代理について

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）第3条第1項前段の規定により別紙のとおり処理しましたので、同項後段の規定により報告し、承認を求めます。

令和 6 年 4 月 2 6 日 提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

島本町教育委員会規則第 8 号

島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

島本町教育委員会事務局組織に関する規則（平成 9 年島本町教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条教育総務課の項第 9 号中「表彰」を「教育長及び教育委員の表彰」に改め、同項第 1 4 号中「教育機関」の次に「、保育所及び学童保育室」を加え、同項第 1 5 号中「、学校」を「及び学校」に改め、同項中第 1 6 号から第 1 8 号までを削り、第 1 9 号を第 1 6 号とし、第 2 0 号から第 2 2 号までを 3 号ずつ繰り上げ、同項第 2 3 号中「第 2 8 号及び第 2 9 号」を「第 2 2 号及び第 2 3 号」に改め、同号を同項第 2 0 号とし、同項中第 2 4 号を第 2 1 号とし、第 2 5 号から第 2 7 号までを削り、第 2 8 号を第 2 2 号とし、第 2 9 号を第 2 3 号とし、第 3 0 号を削り、第 3 1 号を第 2 4 号とし、第 3 2 号から第 4 1 号までを 7 号ずつ繰り上げる。

第 8 条教育推進課の項第 2 号中「の採択」削り、同項中第 1 1 号を第 1 8 号とし、第 7 号から第 1 0 号までを 7 号ずつ繰り下げ、第 1 4 号の前に次の 1 号を加える。

(13) 学校保健衛生に関すること。

第 8 条教育推進課の項中第 5 号を第 1 1 号とし、第 4 号を第 1

0号とし、第3号を第9号とし、第2号の次に次の6号を加える。

- (3) 教職員の表彰に関する事。
- (4) 府費負担教職員の人事、給与、福利厚生、安全衛生及び公務災害補償に関する事。
- (5) 府費負担教職員の職員団体に関する事。
- (6) 前2号に掲げるもののほか、学校教職員に関する事。
- (7) 児童及び生徒の就学及び転退学に関する事。
- (8) 学級編制に関する事。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第 6 号報告資料

島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正の臨時代理について

1 提案理由

事務局組織の一部事務分掌の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があったことから、臨時代理したものの。

2 議案の概要

教育総務課と教育推進課の項の一部を見直すもの（第8条関係）。

3 新旧対照表

4 施行期日

令和6年4月1日

島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する 規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(分掌事務) 第8条 課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 教育総務課 (1)～(8) 略 (9) <u>教育長及び教育委員の表彰</u>に関すること。 (10)～(13) 略 (14) 事務局、学校その他教育機関、<u>保育所及び学童保育室の職員(府費負担教職員を除く。)</u>の人事、福利厚生、安全衛生及び公務災害補償に関すること。 (15) 事務局及び学校その他教育機関の職員(府費負担教職員並びに保育所及び幼稚園の教職員を除く。)の研修に関すること。 (16)～(19) 略 (20) 学校施設等 (保育所及び幼稚園を除く。第22号及び第23号において同じ。)の設置及び廃止に関すること。 (21) 略 (22)・(23) 略 (24)～(34) 略 教育推進課 (1) 略</p>	<p>(分掌事務) 第8条 課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 教育総務課 (1)～(8) 略 (9) <u>表彰</u>に関すること。 (10)～(13) 略 (14) 事務局、学校その他教育機関の職員(府費負担教職員を除く。)の人事、福利厚生、安全衛生及び公務災害補償に関すること。 (15) 事務局、<u>学校</u>その他教育機関の職員(府費負担教職員並びに保育所及び幼稚園の教職員を除く。)の研修に関すること。 (16) <u>府費負担教職員の人事、給与、福利厚生、安全衛生及び公務災害補償に関すること。</u> (17) <u>職員団体に</u>関すること。 (18) <u>その他学校教職員に</u>関すること。 (19)～(22) 略 (23) 学校施設等 (保育所及び幼稚園を除く。第28号及び第29号において同じ。)の設置及び廃止に関すること。 (24) 略 (25) <u>児童及び生徒の就学及び転退学に</u>関すること。 (26) <u>学級編制に</u>関すること。 (27) <u>教科用図書に</u>関すること (採択を除く。) (28)・(29) 略 (30) <u>学校保健衛生に</u>関すること。 (31)～(41) 略 教育推進課 (1) 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(2) 教科用図書____及び教材の取扱いに関すること。</p> <p>(3) 教職員の表彰に関すること。</p> <p>(4) 府費負担教職員の人事、給与、福利厚生、安全衛生及び公務災害補償に関すること。</p> <p>(5) 府費負担教職員の職員団体に関すること。</p> <p>(6) 前2号に掲げるもののほか、<u>学校教職員に関すること。</u></p> <p>(7) <u>児童及び生徒の就学及び転退学に関すること。</u></p> <p>(8) <u>学級編制に関すること。</u></p> <p>(9)～(12) 略</p> <p>(13) <u>学校保健衛生に関すること。</u></p> <p>(14)～(18) 略</p>	<p>(2) 教科用図書の<u>採択及び教材の取扱い</u>に関すること。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7)～(11) 略</p>

第 7 号報告

島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規則の一部改正の臨時代理について

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）第3条第1項前段の規定により別紙のとおり処理しましたので、同項後段の規定により報告し、承認を求めます。

令和 6 年 4 月 2 6 日 提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

島本町教育委員会規則第 7 号

島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年島本町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「府費負担教職員規則」という。」を削る。

第3条の見出し中「引率業務」を「引率業務等」に改め、同条中「、生徒」を「又は生徒」に改め、「業務」の次に「及び条例第11条に規定する業務」を加え、「府教育委員会」を「大阪府教育委員会」に改める。

第4条の2の次に次の1条を加える。

（障害のある職員についての特例）

第4条の3 第2条及び第4条の規定にかかわらず、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下この条において「法」という。）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、次に掲げる職員について、当該職員の特性に応じた安定的な勤務のためにその変更の必要があると認められる場合における勤務時間の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、校長が別に定める。

(1) 法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定

する知的障害者又は法第37条第2項に規定する精神障害者
である職員

(2) 前号に掲げる職員のほか、当該職員の特性により特に必要
と認める職員

第5条中「、市町村教育委員会」を「市町村教育委員会」に、
「及び第17条」を「、第17条（子育て部分休業）及び第18
条」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理）

第6条 島本町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、職
員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維
持向上に資するよう、職員が業務を行う時間（公立学校の教育
職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教
育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべ
き措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）第3(1)
に規定する在校等時間をいう。）から所定の勤務時間（公立の義
務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和
46年法律第77号）第6条第3項各号に掲げる日（代休日
が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。
以下同じ。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）
を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、職員の業務量の
適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、職員が児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において時間外在校等時間が45時間を超える月数について6か月

3 前2項に定めるもののほか、職員の業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 7 号 報告資料

島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正の臨時代理について

1 提案理由

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する大阪府条例及び同規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

働き方改革推進のため、より柔軟な勤務時間管理を可能とするため、いわゆる超勤 4 項目についても勤務時間の割振りを可能とする適用範囲の拡大及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部が改正され、第 18 条（不妊治療休暇）が削除されることに伴い、所要の改正を行う。

また、職員の業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置などについて、所要の改正を行う。

3 新旧対照表

4 施行期日

令和 6 年 3 月 29 日

島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪府条例第4号。以下「条例」という。）及び府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年大阪府教育委員会規則第2号。以下「<u>府費負担教職員規則</u>（昭和41年大阪府教育委員会規則第2号。以下「<u>職員</u>」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（宿泊を伴う学校行事の引率業務等を行う職員の勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 <u>宿泊を伴う学校行事において児童又は生徒を引率する業務及び条例第11条に規定する業務を行う職員の勤務時間の割振りについては、前条の規定にかかわらず、校長は、大阪府教育委員会が定める基準に従い、別に定めることができる。</u></p> <p><u>（障害のある職員についての特例）</u></p> <p>第4条の3 第2条及び第4条の規定にかかわらず、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下この条において「法」という。）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、次に掲げる職員について、当該職員の特性に応じた安定的な勤務のためにその変更の必要があると認められる場合における勤務時間の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、校長が別に定める。</p> <p>(1) <u>法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は法第37条第2項に規定する精神障害者である職員</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる職員のほか、当該職員の特性により特に必要と認める職員</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪府条例第4号。以下「条例」という。）及び府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年大阪府教育委員会規則第2号。以下「<u>府費負担教職員規則</u>（昭和41年大阪府教育委員会規則第2号。以下「<u>職員</u>」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（宿泊を伴う学校行事の引率業務）を行う職員の勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 <u>宿泊を伴う学校行事において児童、生徒を引率する業務</u>を行う職員の勤務時間の割振りについては、前条の規定にかかわらず、校長は、<u>府教育委員会</u>が定める基準に従い、別に定めることができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>(週休日の振替等) 第5条 条例第4条(週休日の振替等)、第6条(時間外勤務)、第7条(宿 日直勤務)及び第10条(休日の代休日)の規定により市町村教育委員会 が行うことができることとされている事項並びに条例第13条(年次休暇)、 第14条(病気休暇)、第15条(特別休暇)、第16条(介護休暇)、第 16条の2(介護時間)、第17条(子育て部分休業)及び第18条(臨 時的任用職員の休暇)の規定による職員の休暇の処理については、校長が これを行う。</p> <p>(業務量の適切な管理) 第6条 島本町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、職員の健康 及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよ う、職員が業務を行う時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理そ の他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の 確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第 1号)第3(1)に規定する在職等時間をいう。)から所定の勤務時間(公立 の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年 法律第77号)第6条第3項各号に掲げる日(代休日)が指定された日を除 く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間 (以下「時間外在職等時間」という。)を次に掲げる時間の上限の範囲内 とするため、職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</p> <p>(1) 1か月について45時間 (2) 1年について360時間</p> <p>2 教育委員会は、職員が児童又は生徒に係る通常予見することのできない 業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業 務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、時間外在職等 時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、職員の業務量 の適切な管理を行うものとする。</p> <p>(1) 1か月について100時間未満 (2) 1年について720時間 (3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、</p>	<p>(週休日の振替等) 第5条 条例第4条(週休日の振替等)、第6条(時間外勤務)、第7条(宿 日直勤務)及び第10条(休日の代休日)の規定により、市町村教育委員 会が行うことができることとされている事項並びに条例第13条(年次休暇)、 第14条(病気休暇)、第15条(特別休暇)、第16条(介護休暇)、第 16条の2(介護時間)及び第17条 時的任用職員の休暇)の規定による職員の休暇の処理については、校長が これを行う。</p>

改 正 案	現 行
<p>3 か月、4 か月及び5 か月の期間を加えたそれぞれの期間において1 か月当たりの平均時間について80時間</p> <p>(4) 1 年のうち1 か月において時間外在等時間が4.5 時間を超える月数について6 か月</p> <p>3 前2 項に定めるもののほか、職員の業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が定める。</p> <p>(委任) 第7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>(委任) 第6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>

第 8 号報告

島本町教育委員会指導主事等の給料に関する規則の
制定の臨時代理について

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）第3条第1項前段の規定により別紙のとおり処理しましたので、同項後段の規定により報告し、承認を求めます。

令和 6 年 4 月 2 6 日 提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

島本町教育委員会規則第 6 号

島本町教育委員会指導主事等の給料に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年島本町条例第 52 号。以下「一般職給与条例」という。)第 9 条の 3 の規定に基づき、同条に規定する指導主事その他の職員(以下「指導主事等」という。)の給料を決定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(初任給)

第 2 条 指導主事等の初任給を決定する場合には、その採用後 1 年間(以下この項において「対象期間」という。)に当該指導主事等に支給することとなる給料及び手当(一般職給与条例に規定する手当のうち、給与制度の相違等を考慮し、本町が支給する手当に算入することが適当であるものとして別表の左欄に掲げる手当に限る。)の合計額と当該指導主事等が本町に採用されないで引き続き一般職給与条例第 9 条の 3 に規定する府費負担教職員であったと仮定した場合において対象期間に支給されることとなる給料及び手当(職員の給与に関する条例(昭和 40 年大阪府条例第 35 号。以下「府条例」という。)に規定する手当のうち、給与制度の相違等を考慮し、当該仮定した場合に支給される手当に算入することが適当であるもの

として同表の右欄に掲げる手当に限る。次項において「仮定の手当」という。)の合計額(第3項において「仮定の給与」という。)との均衡を失することのないように算定を行うものとする。

2 府条例の規定により仮定の手当の算定の基礎となる給料に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条第1項に規定する教職調整額が含まれるときは、当該給料から当該教職調整額を除いてその算定を行うものとする。

3 指導主事等が本町に採用される直前に休暇の取得その他その責めに帰することができない事由により給料及び手当が減額されていたときは、その減額がなかったものとして仮定の給与の算定を行うものとする。

(昇給)

第3条 指導主事等の昇給の実施については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「初任給を決定する場合においては、その採用後」とあるのは、「昇給を行う場合においては、その昇給後」と読み替えるものとする。

(給料の特例)

第4条 指導主事等に支給する給料の月額を定める場合において、一般職給与条例第3条第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、当該給料表に掲げる給料月額のほか、その差額に相

当する額を給料として支給する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に本町に採用された指導主事等については、一般職の職員の給与に関する規則（昭和26年島本町規則第53号）第10条に定める日のほか、この規則の施行の日により第3条の規定による昇給を行うものとする。

別表(第2条関係)

1 本町に採用される前に受けていた給与に府条例に規定する管理職手当が含まれる場合

地域手当	地域手当
期末手当	期末手当
勤勉手当	勤勉手当
管理職手当	管理職手当
	義務教育等教員特別手当

2 本町に採用される前に受けていた給与に府条例に規定する管理職手当が含まれない場合

地域手当	地域手当
期末手当	期末手当
勤勉手当	勤勉手当
	義務教育等教員特別手当

第 8 号報告資料

島本町教育委員会指導主事等の給料に関する規則の制定の臨時代理について

1 提案理由

一般職の職員の給与に関する条例第9条の3の規定に基づき、指導主事等の給料を決定することに関し必要な事項を定めるため、新たに制定する必要があったことから、臨時代理したもの。

2 議案の概要

- (1) 趣旨について定めるもの（第1条関係）。
- (2) 初任給について定めるもの（第2条関係）。
- (3) 昇給について定めるもの（第3条関係）。
- (4) 給料の特例について定めるもの（第4条関係）。
- (5) 委任について定めるもの（第5条関係）。

3 施行期日

令和6年4月1日

第 2 2 号 議 案

島本町新体育館等整備基本計画策定委員会規則の
制定について

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 6 年 4 月 2 6 日 提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

島本町教育委員会規則第 号

島本町新体育館等整備基本計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島本町執行機関の附属機関に関する条例（平成24年島本町条例第21号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、島本町新体育館等整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数及び構成は、条例別表に掲げるとおりとし、構成する委員の具体的な人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当各各号に定めるとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 町の関係団体が推薦する者 3人以内
- (3) 町立小・中学校長 2人以内
- (4) 住民 1人以内

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から新体育館等整備基本計画の策定が完了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育こども部生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員長が選出されていない場合にあっては、教育委員会が会議を招集する。

第 2 2 号議案資料

島本町新体育館等整備基本計画策定委員会の制定について

1 提案理由

島本町新体育館等整備基本計画策定委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるもの。

2 議案の概要

- (1) 組織について規定するもの（第 2 条関係）。
- (2) 委員の任期について規定するもの（第 3 条関係）。
- (3) 委員長及び副委員長について規定するもの（第 4 条関係）。
- (4) 会議について規定するもの（第 5 条関係）。
- (5) 意見等の聴取について規定するもの（第 6 条関係）。
- (6) 庶務等について規定するもの（第 7 条、第 8 条関係）。

3 施行期日

公布の日

第 2 3 号 議 案

島本町教育委員会公印規程の一部改正について

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 6 年 4 月 2 6 日 提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

島本町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

島本町教育委員会公印規程（平成9年島本町教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（公印の押印手続）

第10条 公印の押印をしようとする者は、次の各号に掲げる押印すべき文書の決裁方法の区分に応じ、当該各号に定める方法により、公印の管守者又は公印取扱責任者に押印の承認を求めなければならない。

- (1) 文書管理システムを用いた電子決裁の方法による決裁
文書管理システムにより押印の承認の依頼をした上で、押印すべき文書を提示すること。
- (2) 文書管理システムを用いた電子決裁以外の方法による決裁
文書管理システムにより押印の承認の依頼をした上で、押印すべき文書及び決裁文書を提示すること。
- (3) 前2号に掲げる決裁方法以外の方法による決裁
押印すべき文書及び決裁文書を提示すること。

2 公印の管守者又は公印取扱責任者は、前項の規定による承認の求めがあったときは、次に掲げる事項を確認して、公印の押印を承認するものとする。

- (1) 所定の決裁手続を経ていること。
- (2) 文書として適正なものであること。
- (3) その公印の用途に適合していること。

附 則

この訓令は、令達の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

第 2 3 号議案資料

島本町教育委員会公印規程の一部改正について

1 提案理由

文書管理・電子決裁システムの導入に伴い、公印の押印に係る手続を変更するため、所要の改正を行うもの。

2 報告の概要

公印の押印について、決裁文書管理システムにより押印の承認の依頼をするなど、手続の方法を改めるもの（第 1 0 条関係）。

3 新旧対照表

4 施行期日

令達の日（令和 6 年 4 月 1 日から適用）

島本町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(公印の押印手続)</p> <p>第10条 公印の押印をしようとする者は、次の各号に掲げる押印すべき文書の決裁方法の区分に応じ、当該各号に定める方法により、公印の管守者又は公印取扱責任者に押印の承認を求めなければならない。</p> <p>(1) 文書管理システムを用いた電子決裁の方法による決裁 文書管理システムにより押印の承認の依頼をした上で、押印すべき文書を提示すること。</p> <p>(2) 文書管理システムを用いた電子決裁以外の方法による決裁 文書管理システムにより押印の承認の依頼をした上で、押印すべき文書及び決裁文書を提示すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げる決裁方法以外の方法による決裁 押印すべき文書及び決裁文書を提示すること。</p> <p>2 公印の管守者又は公印取扱責任者は、前項の規定による承認の求めがあったときは、次に掲げる事項を確認して、公印の押印を承認するものとする。</p> <p>(1) 所定の決裁手続を経ていること。</p> <p>(2) 文書として適正なものであること。</p> <p>(3) その公印の用途に適合していること。</p>	<p>(公印の使用)</p> <p>第10条 公印を使用しようとするときは、押印すべき文書に原議又は証拠書類を添え、公印の管守者又は公印取扱責任者に請求しなければならない。</p> <p>2 公印の管守者又は公印取扱責任者は、前項の規定による請求を受けたときは、次に掲げる事項を審査の上公印を押印し、原議又は証拠書類の所定欄に公印押印済みの認印をしなければならない。</p> <p>(1) 所定の決裁手続を経ていること。</p> <p>(2) 公文書として適正なものであること。</p>

第 2 4 号 議 案

島 本 町 社 会 教 育 委 員 の 委 嘱 に つ い て

教 育 長 に 対 す る 事 務 委 任 規 則 （ 昭 和 3 4 年 島 本 町 教 育 委 員 会 規 則 第 1 号 ） 第 1 条 第 1 項 第 1 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 議 決 を 求 め ま す 。

令 和 6 年 4 月 2 6 日 提 出

島 本 町 教 育 委 員 会

教 育 長 横 山 寛

島本町社会教育委員名簿(案)

氏名	住所	初回就任年月日	今回任期	備考
1 やぶた かおり 藪田 香織	島本町桜井二丁目	令和6年5月1日	令和6年5月1日から令和8年3月31日まで	学校教育 (団体) 町立小中学校校長会 (島本町立第三小学校)
6 かめやま さとし 亀山 里是	島本町山崎二丁目	令和6年5月1日	令和6年5月1日から令和8年3月31日まで	公募委員

下記は令和6年3月25日開催の教育委員会議にて既に議決済みです。

氏名	住所	初回就任年月日	今回任期	備考
2 まつばら みよか 松原 美代賀	島本町青葉三丁目	令和2年4月1日	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	社会教育 (団体) 特定非営利活動法人 島本町体育協会
3 つじ てるつぐ 辻 輝次	島本町東大寺三丁目	令和2年4月1日	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	社会教育 (団体) 島本音楽協会
4 こばやし まみこ 小林 麻美子	島本町桜井二丁目	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	家庭教育 (団体) PTA連絡協議会
5 おおの じゅんこ 大野 順子	高槻市南平台5丁目	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	学識経験 (個人) 平安女学院大学

は新規委員

令和6年4月1日基準

第 2 5 号 議 案

島本町立小・中学校教科用図書選定委員会委員及
び島本町立小・中学校教科用図書選定委員会調査
員の委嘱について

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規
則第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 5 号及び第 1 9 号の規定に基づき、
議決を求めます。

令和 6 年 4 月 2 6 日 提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

令和6年度小・中学校教科用図書選定委員会委員名簿（案）

氏 名	所 属	職 名	備 考
松 本 剛	島本町立第一中学校	校 長	学 校 代 表
山 田 敏博	島本町立第二中学校	校 長	学 校 代 表
川 口 直樹	島本町立第四小学校	校 長	学 校 代 表 町教育研究会代表
笠 井 麻耶	島本町立第一中学校	P T A 副会長	島本町P T A連絡協議会代表
岡 澤 潤	島本町教育委員会	教育推進課長	島本町教育委員会事務局職員

令和6年度小・中学校教科用図書選定委員会調査員名簿（案）

教科	所属	氏名	職名
国語 (書写)	第一中学校	池田 祐真	教諭
	第二中学校	吉田 絵美	教諭
	第二中学校	山田 大地	教諭
社会 (地図)	第一中学校	森脇 俊介	教諭
	第一中学校	八尋 慧	教諭
	第二中学校	堀 聖二	教諭
数学	第一中学校	篠原 大志	教諭
	第一中学校	石橋 淳一	教諭
	第二中学校	辻 真規子	教諭
理科	第一中学校	小西 広哉	教諭
	第二中学校	三上 裕貴	首席
	第二中学校	濱上 鷹也	教諭
音楽 (器楽)	第一中学校	浦 恭子	教諭
	第二中学校	岩澤 麻実	教諭
美術	第一中学校	藤原 正	教諭
	第二中学校	久保田 靖久	教諭
保健体育	第一中学校	森田 進一郎	教諭
	第二中学校	丸山 倫史	教諭
	第二中学校	天満 菜々子	教諭
技術・家庭	第一中学校	濱西 加代子	教諭
	第一中学校	牧野 雄朗	教諭
	第二中学校	和田 ゆかり	教諭
外国語	第一中学校	浅田 淳宏	教諭
	第二中学校	嶋田 友梨奈	教諭
	第二中学校	小村 怜	教諭
道德	第一中学校	上島 和	教諭
	第二中学校	堀田 悠輔	教諭
	第二中学校	井上 祐	教諭

※道德（府専門調査員）：（第一中学校）土屋 豊子

第 2 6 号 議 案

島本町立第二中学校学校運営協議会委員の委嘱に
ついて

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）第1条第1項第15号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 6 年 4 月 2 6 日 提 出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

令和6年度 島本町立第二中学校 学校運営協議会委員名簿（案）

	氏名	委員の属性	任期
1	西山 陽子	対象学校の所在する地域の住民 (元教育委員)	令和7年3月31日まで
2	幸嶋 成幸	対象学校に在籍する児童生徒の保護者 (「ひびき」施設長)	令和7年3月31日まで
3	小林 麻美子	対象学校に在籍する児童生徒の保護者 (PTA会長)	令和7年3月31日まで
4	池尾 幸司	対象学校の運営に資する活動を行う者 (少年補導員)	令和7年3月31日まで
5	南出 孝明	学識経験者 (大阪府立島本高等学校教頭)	令和7年3月31日まで

島本町学校運営協議会規則（抜粋）

（組織等）

第8条 協議会は、委員5人以内で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の委嘱又は任命に当たっては、対象学校の校長が教育委員会に対し、当該委員の推薦を行う。

（任期）

第10条 委員の任期は、第8条第2項の規定による委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。